

## 平成 30 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 2 回会議概要

### <開催日>

平成 30 年 7 月 4 日（水）

### <場所>

本庁舎 6 階 第 4 委員会室

### <出席者>

外部評価委員（5 名）

大島英樹、栗原真吾、鶴巻祐子、長崎恵子、鱒沢信子

事務局（3 名）

宮端行政管理課長、池田主査、原田主任

### <説明者>

地域福祉課長、地域包括ケア推進課長、高齢者支援課長、介護保険課長、健康づくり課長、地域医療・歯科保健担当副参事、高齢者医療担当課長、住宅課長

### <開会>

#### 【部会長】

おはようございます。

ただ今から、第2回新宿区外部評価委員会第2部会を開催します。

本日は、外部評価の実施に当たり、ヒアリングを実施します。委員の皆様は、外部評価チェックシートが配られていますので、適宜、メモ等の書き込みを行いながら、ヒアリングをしてください。

それでは、ヒアリングを実施します。

本日は、福祉部、健康部、都市計画部の皆様に出席いただいています。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第2部会のテーマは「福祉、子育て、教育、暮らし」です。私は、外部評価委員会第2部会長の**大島**です。部会の委員は、**栗原**委員、**鶴巻**委員、**長崎**委員、**鱒沢**委員です。

本日は、個別施策Ⅰ-2「住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」について、個別施策を構成する個々の計画事業と経常事業を中心に2時間程度ヒアリングを行います。

はじめの30分程度で、計画事業6「高齢者を地域で支えるしくみづくり」、計画事業7「介護

保険サービスの基盤整備」、計画事業8「認知症高齢者への支援体制の充実」の3事業と主な経常事業について、評価や取組内容など内部評価シートの内容をご説明いただきます。その後、残りの時間で各委員から質問を行います。

質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。それでは、説明をお願いします。

#### <事業説明>

計画事業6「高齢者を地域で支えるしくみづくり」（説明者：地域包括ケア推進課長）

計画事業7「介護保険サービスの基盤整備」（説明者：介護保険課長）

計画事業8「認知症高齢者の支援体制の充実」（説明者：高齢者支援課長）

経常事業44「高齢者向け総合情報冊子の発行」（説明者：高齢者支援課長）

経常事業63「要支援・要介護認定の実施」（説明者：介護保険課長）

経常事業67「介護予防・日常生活支援総合事業の実施」（説明者：地域包括ケア推進課長）

#### 【部会長】

ありがとうございました。

では、各委員から質問をお願いします。

まず、計画事業6「高齢者を地域で支えるしくみづくり」についてです。

#### 【委員】

枝事業①「高齢者総合相談センターの機能の拡充」についての質問です。

個別型地域ケア会議、日常生活圏域型地域ケア会議、新宿区地域ケア推進会議と三つのレベルで会議を開催しており、ステップを踏んでいるという意味でとても分かりやすい会議の開催の仕方だと感じます。「総合評価」欄に「参加者アンケートにおいても良い評価を得る」との記載がありますが、どの会議について参加者アンケートを実施しているのでしょうか。

#### 【高齢者支援課長】

個別型地域ケア会議と日常生活圏域型地域ケア会議でアンケートを実施しています。

#### 【委員】

アンケートはどのように取っているのですか。

#### 【高齢者支援課長】

基本的には、アンケート用紙を配り記入していただきます。

#### 【委員】

枝事業②「在宅医療・介護のネットワークの構築」についての質問です。

今後、在宅医療の増加が見込まれており、医療と介護の連携が更に求められていくと思います。医療が通院から訪問医療に変わっていくに当たり、かかりつけ医と訪問医の連携はうまく機能しているのでしょうか。

#### 【地域医療・歯科保健担当副参事】

かかりつけ医と在宅医の関係は、様々な形態があります。かかりつけ医が自分の患者の往診や計画的な訪問診療を行う場合もありますし、かかりつけ医だけでは往診ができないので在宅医と連携をする場合もあります。後者の場合は、自分の患者を別の医師が診療するため、かかりつけ医と在宅医の連携が不可欠になります。

平成30年度からの第一次実行計画で区は、かかりつけ医と在宅医との連携に当たり、新宿区医師会が実施しているICTを活用した在宅医療連携の「新宿きんと雲」という仕組みを利用し、今後、複数主治医制を推進していきます。この仕組みは、かかりつけ医や在宅医をクラウド上の患者の部屋に招待し、その中で情報共有ができるシステムです。これまでもこのような仕組みはありましたが、平成30年度より区の補助事業として実質的に推進をしていきます。

#### 【委員】

枝事業③「『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり」についての質問です。

指標3「住民等提案型事業への助成を受け介護予防活動を行っている団体数」の実績が非常に低くなっています。新しい事業のため、一步踏み出したという意味で評価できると考えていますが、住民等提案型事業の助成についての今後の展望はどのように考えているのでしょうか。

また、生活支援体制整備協議会の委託先は新宿区社会福祉協議会だと思いますが、新宿区社会福祉協議会との連携について、どのように考えているのか教えてください。

#### 【地域包括ケア推進課長】

1点目、住民等提案型事業の助成についてです。新しく開始した事業のため、事業の周知があまりされていないということがあります。地域包括ケアシステム、地域の支え合いという考え方について、区民の皆様にも更に理解していただき、住民等提案型事業の担い手や活動団体を増やしていくことが重要であると考えています。今後は、まず、地域包括ケアシステムや地域の支え合い活動について普及啓発をしていくとともに、住民等提案型事業についても周知をしていきたいと考えています。

2点目、生活支援体制整備協議会についてです。区が事務局となり、資料の作成等について新宿区社会福祉協議会に委託していますが、区として適切に指導をしながら事業を推進していくべきであると考えています。事業を進めるに当たっては、今後、高齢者総合相談センターとの連携も重要になってくると考えています。そのようなことも含めて、改めて支援体制の考え方を整理、共有し、関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えています。

#### 【委員】

計画事業評価シートの「課題」欄に「元気高齢者が地域を支える役割を担っていく必要があります。」と記載がありますが、元気高齢者の定義と元気高齢者にどのようなことを求めているのかについて教えてください。

#### 【地域包括ケア推進課長】

元気高齢者の定義として明確に定めているものはありません。

高齢者の方が地域を支える側に回ることは、今後地域の高齢化がさらに進んでいく中で、担い手不足の解消となるだけでなく、高齢者の社会参加、介護予防、認知症予防に効果的である

ということも報告されています。そのため、元気高齢者による支援・支え合いについては、生活支援活動、ボランティア活動、支え合い活動、サークル活動等に参加していただくことが必要になってくると考えています。

#### 【委員】

枝事業③「『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり」の実施内容に「75歳以上の一人暮らし高齢者に情報紙を定期的に訪問配布」と記載があります。これは、ぬくもりだよりのことかと思いますが、現在、訪問配布を受けている人数を教えてください。

また、ぬくもりだよりを配布している方の中には、委託料がかかっている方と全くのボランティアで配っている方がいるかと思いますが、ボランティアの方をもっと増やすような手立てはないのでしょうか。

#### 【高齢者支援課長】

ぬくもりだよりについてですが、現在、約3,300の方が配布対象となっています。

配布に関しては、NPO法人ボラネット新宿と新宿区シルバー人材センターという二つの団体に委託しています。どちらの団体にも委託料を出していますので、全くのボランティアということではありません。

ボランティアについては、おそらく、新宿区社会福祉協議会が実施している地域見守り協力員事業ではないかと思いますが、こちらについては、枝事業③「『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり」で実施している事業とは別の制度であるご理解いただければと思います。

#### 【部会長】

今の点に関連しての質問です。介護関係の様々なサービスには、それぞれのサービスに対して一定の費用がかかっていると思います。その担い手に対しては、同じ仕事をやっても、その立ち位置や立場で対応や報酬が変わってくるという状況かと思いますが、そのことについては、どのような切り分けや対応をしているのでしょうか。

#### 【高齢者支援課長】

一律的な形で実施できれば良いのだと思いますが、必ずしもそうはなっていないということが実感としてあります。大きな理由の一つとして、それぞれの制度の立ち上がった沿革が違うということがあります。

地域見守り協力員については、ボランティアです。制度としては何十年も前から実施しており、地域の方が月に2回程度訪問し挨拶や声掛けを行います。この事業を続けている中で、大規模な公営住宅で孤独死が社会問題になってきた際に、地域見守り協力員のボランティアだけで全ての住戸を回ることは非常に難しくなりました。そのため、ボランティアではなく、区が施策として実施し、委託料を払って孤独死防止の安否確認をするということで始まった事業が、この情報紙の訪問配布事業です。それぞれの制度が始まった沿革などにより、同じ仕事でもボランティアや委託料を支払っているということが混在しているということをご理解いただければと思います。

**【部会長】**

ありがとうございます。

次に、計画事業7「介護保険サービスの基盤整備」についてです。

質問のある方はお願いします。

**【委員】**

サービスに対する必要量の見込数については、所管課として把握されているかと思いますが、特別養護老人ホームの必要量は、どのように見込んでいるのかということをお教えください。

**【介護保険課長】**

特別養護老人ホームの必要量については、一定の法則があるわけではないので何人分が必要になるということをお算出することは難しいと考えています。区では、特別養護老人ホームに空きが出た際に入所を希望する方の受付をしており、現在、希望を出して入所を待っている人数が661人です。特別養護老人ホームについての需要はあると考えているため、整備事業を進めているところです。また、小規模多機能型居宅介護については、地域に密着しているサービスであるため事業所の整備を進めています。

**【委員】**

民有地を活用したグループホームの整備についてですが、新宿区の地価が高いということから、なかなか事業が進まないという現状が続いているかと思っています。このことに関して、計画事業評価シートの「これまでの行政評価を踏まえた対応」欄に「公有地と同様に東京都の補助制度を活用することとします。」と記載がありますが、既に活用することが決まっているということでしょうか。

**【介護保険課長】**

都に補助制度がありますので、これを活用できる際には都に対して手を挙げていくという形を取っていこうと考えています。

**【委員】**

関連してですが、計画事業評価シートの「課題」欄に「相談を受けている事業者とは引き続き密接な連絡を取り」と記載がありますが、現時点で事業者からの相談はあるのでしょうか。また、一つの事業者について継続して相談を受けているのか、幾つかの事業者から相談が来ているのかなど、相談の状況を教えてください。

**【介護保険課長】**

幾つかの事業所から相談を受けることは、継続的にあります。しかし、具体的に話が展開しているということはまだありません。相談はあるのですが、それが実現できるまでの具体的な相談なのかというと、そうではない段階での相談もたくさんあるという状況です。

**【部会長】**

民有地の活用については、応募に至っていないということにより問題は深刻になっているのでしょうか。

**【介護保険課長】**

区としてこのサービスが必要だと考えていますので、応募していただける事業所は探しています。その中で、民有地は厳しいけれども公有地の活用であれば可能であるという事業者がいれば、切り替えていただくような対応もしています。現状はなかなか応募に至っていないという状況です。

**【委員】**

本事業は介護保険サービスの基盤整備なので、施設を整備するまでの事業ということだと思いますが、施設を整備した後のそれぞれの事業所の支援のあり方や内容については、どのように考えているのでしょうか。

**【介護保険課長】**

本事業については、施設を整備するところまでが目的となっていますが、経常事業57「介護人材確保・育成支援」の中で介護保険サービスの質の向上を図っているところです。具体的には、介護福祉士の資格取得費用助成、介護保険サービス事業所対象研修事業、介護人材確保に関するセミナー及び個別相談会という三つの事業に取り組んでいます。平成30年度については、介護職員の宿舎の借り上げ事業について検討を始めています。

**【委員】**

特別養護老人ホームの空きを待っている人数が661人とのこと。指標3「特別養護老人ホームの定員数」は達成度が100%となっていますが、実際には施設はもっと必要だということでしょうか。

**【介護保険課長】**

区内の特別養護老人ホームの定員数は615人となっています。特別養護老人ホームに入りたい場合は、高齢者総合相談センター等を通して申込みをしていただきます。申込者を一括して介護保険課で集約し、本人の重要度により順位をつけていきます。施設に空きが出た際には、順番にそのような方たちに声を掛けて入所していただくこととなります。その声が掛かるのを待っている人数が661人です。また、この入所調整については、経常事業50「特別養護老人ホームの入所調整」の中で行っています。

**【部会長】**

次に、計画事業8「認知症高齢者への支援体制の充実」についてです。

ご質問のある方はお願いします。

**【委員】**

計画事業評価シートの「総合評価」欄に「認知症・もの忘れ相談実施回数を年18回から年24回に拡充したことで、相談件数が増加するなど、着実に成果を上げています。」と記載があります。受けた相談が全て解決するわけではないと思いますが、相談することでその後解決につながったということはあるのでしょうか。

**【高齢者支援課長】**

一番分かりやすい相談としては、本人にとって敷居の高かった病院に、相談の中で紹介状を書いてもらったり、背中を押していただいたりすることで医療につながるというものです。こ

れは効果としては非常に大きいのではないかと考えています。

**【委員】**

もの忘れ相談についてですが、相談を受けてくれる方は専門医ということでしょうか。

**【高齢者支援課長】**

専門医の先生だけでなく、専門ではないけれども認知症のことに對して非常に詳しい医師会の先生やサポート医の方など様々な方をお願いしています。

**【委員】**

認知症サポーターの活動拠点を6所から9所に増やしたとのことですが、いろいろな人が利用することになったことで、何かプラス面はありましたか。

**【高齢者支援課長】**

区民の皆様からすれば、住んでいる地域の高齢者総合相談センターとの関わりもある中で、利便性という面で非常にプラスになっているのではないかと実感しています。

**【委員】**

認知症サポーターについては、国を挙げて認知症サポーター養成の推進に取り組んでいるかと思えます。養成講座自体は、認知症を正しく理解するためのそれほど難しくはない研修を受けて、オレンジリングをもらい、認知症サポーターと認められますが、そのような認知症サポーターの方が地域の担い手になるという点が、いまいち理解できません。認知症については、医療従事者であっても、認知症の個々の理解については非常に難しいという状況の中で、区民がどのような活動ができるのかということが今ひとつ分かりません。

9所ある活動拠点については、高齢者総合相談センターのことであると理解しているのですが、認知症サポーターの方が高齢者総合相談センターに出入りたり、待機していたりすることなのでしょうか。

**【高齢者支援課長】**

拠点という表現が少し誤解を与えてしまう部分があるかもしれませんが、認知症サポーターの方が頻繁に集まって何か活動しているということではありません。認知症サポーターの方の活動としては、例えば、認知症サポーター養成講座を開く際の補助スタッフ、地域安心カフェのお手伝いなどをしていただいています。

また、高齢者の方に対して、例えば、洗濯物が干したままになっていたり、異臭がしたりした場合に高齢者総合相談センターに情報提供をしていただくという取組を進めているのですが、そのようなところで認知症サポーターの方にご協力いただければと考えています。

**【部会長】**

計画事業評価シートの「課題」欄に「認知症の病態変化に応じた支援方法に苦慮している現状があります。」という記載があります。病態変化ということが、個人が変わっていくということなのか、対処の仕方や対処できる場所が変わっていくということなのか、あまりイメージがつかないので、ご説明いただければと思います。

**【高齢者支援課長】**

認知症は、病気です。区における相談機関は、高齢者総合相談センターですが、そこには医師はいません。その意味で、医師ではない人が、日々変化する認知症の病態を的確に判断をするということは、極めて困難であるという状況があります。

この点に関しては、平成30年度から新規事業を始めています。具体的には、高齢者総合相談センターの相談員が判断できないような病気の相談については、区内の認知症サポート医に、無料で電話、訪問、相談をできるようにする仕組みを、医師会と協働して立ち上げたところです。

**【部会長】**

ありがとうございました。

次に、経常事業についてです。

どの事業でも構いませんので、質問のある方はお願いします。

**【委員】**

経常事業78「高齢者いこいの家の管理運営」についての質問です。

取組状況が「改善が必要」となっており、取組方針として「新宿区公共施設等総合管理計画（平成28年度策定）に基づき、今後の施設のあり方を検討していきます。」と記載があります。建物が古くなり、利用者が減少している中で、どのような方向で今後の施設のあり方を検討しているのでしょうか。

**【地域包括ケア推進課長】**

高齢者いこいの家「清風園」については、昭和37年に都が設置し、非常に老朽化が進んでいます。また、利用者が減少傾向にある中で、近隣に住んでいてお風呂を利用したいなどの特定の目的で利用されている方が多くいるという状況です。

平成28年度に策定した新宿区公共施設等総合管理計画の中では、高齢者活動・交流施設については、将来に向けて機能の転換や統廃合を視野に入れ、検討していくということが基本方針として示されています。現在、高齢者いこいの家について、廃止や機能転換などの具体的な方針を決めているわけではありません。全体の高齢者施設の需要や供給の状況、施設の維持管理経費等を総合的に勘案して、今後の施設のあり方を検討していきたいと考えています。

**【委員】**

高齢者いこいの家については、機能転換や統廃合を今後検討すべきであると改めて思いました。シニア活動館や地域交流館が全て指定管理者になっている中で、この施設だけが区の直営となっていますので、費用のかかり具合も違うのではないかと思います。

**【地域包括ケア推進課長】**

他の施設が指定管理者で効果的な活用をしている中で、高齢者いこいの家は機能等も他の施設と異なっていることから、現在も直営としているところです。どのような機能を持った高齢者施設が必要なのかということも勘案しながら、施設のあり方について、今後、適切に検討していきたいと考えています。

**【委員】**

継続事業80「老人性白内障特殊眼鏡等の費用助成」についてですが、費用助成の上限として「特殊眼鏡（一式につき40,000円まで）」と記載があります。平成28年度の特殊眼鏡の費用助成の実績は、1件48,532円となっていますが、これはどういうことなのでしょう。

**【高齢者医療担当課長】**

特殊眼鏡は、遠用と近用のそれぞれに40,000円を上限に助成する仕組みになっています。平成28年度の1件については、遠用は8,532円、近用は上限の40,000円の助成であったため、合計48,532円となっています。

**【部会長】**

元気高齢者関連の経常事業についてです。この元気という考え方は、どれくらいのことをどれくらいのお金を掛ければ効果が出るのかということが非常に分かりにくいと思います。しかし、実際にはお金をかけなくても非常に効果があるという事業や取組もあると思います。この元気高齢者関連の経常事業の中で、そのような非常に効果があったという事例があれば教えてください。

**【地域包括ケア推進課長】**

元気高齢者の方に対して様々な事業を行っています。事業を行うことで、地域の高齢者の皆様が、地域での交流や様々な活動への参加を通じて、生き生きと生活されているということを感じているところです。国の高齢者施策も、介護予防により重点化をしていますが、このような活動の効果を数値として示すことは、非常に難しいと感じています。しかし、やはり現場では、高齢者の皆様とお話しをする機会や活動を拝見する機会も多くあり、そのような場面では、非常に効果のある事業であると感じています。

経常事業74「高齢者健康増進事業（高齢者福祉大会）」は、高齢者の生きがいがづくり、地域の団体活動を通じた交流という観点から、非常に効果のある事業であると考えています。

経常事業76「シニア活動館の管理運営」、経常事業77「地域交流館の管理運営」は、利用者も増加し、様々な講座に非常に多くの高齢者の方が参加されていることから、非常に区民のニーズが高い事業であると考えています。

経常事業72「高齢者クラブへの助成等」については、高齢者クラブの会（クラブ）の数や会員数が減少傾向にあります。しかし、これらの会（クラブ）で活動している方は、非常に熱心に活動されている方が多く、会（クラブ）の解散後も活動意欲がある方もいるため、今後もしっかりと事業を推進していきたいと考えています。

**【部会長】**

ありがとうございます。

経常事業72「高齢者クラブへの助成等」については、伝統的なクラブの組織論からいけば、一つクラブができ上がれば継続していくという発想があると思います。全体数としても高齢者の方が増えていく中で、元気で様々な知識・経験がある方が更に多くリーダーとして活動するようになると、一つの組織では収まりきれない現状などもあるのではないかと感じました。

**【委員】**

関連しての質問です。シニア活動館などに集まっている高齢者の方を中心に、今、新しい様々な活動の動きが出てきています。その中で、高齢者クラブをそんなに活性化していく必要があるのでしょうか。高齢者クラブを活性化するだけでなく、新しい流れを応援してもらいたいという思いを持ちました。

**【地域包括ケア推進課長】**

高齢者の方の活動は、様々変わってきています。シニア活動館や地域交流館を団体で利用しているだけでなく、個人で利用して個人で活動している方もいます。元気な高齢者の方も多くいますので、友人同士で活動し、旅行なども自分で行くという方も多くいることは、区としても把握しています。一方で、高齢者クラブの活動として、地域での交流を通じたスポーツや旅行などの様々な活動を非常に楽しみにしている方もいるということも、把握しているところです。

高齢者の方の活動に新しい動きがある中で、そのような活動に対しても、しっかりとアンテナを張り、必要に応じて対応していくことは必要だと考えています。しかし、高齢者クラブについても、需要があること、個々の高齢者クラブ単位で社会活動への参加にご協力もいただいていることも勘案し、今後も引き続き支援をしていければと考えています。

**【部会長】**

ありがとうございました。

それでは、本日のヒアリングはここで終了しますが、次回のヒアリングに向けて、質問を投げかけさせていただければと思います。

本日のヒアリングを通して、区が実施している事業は、区の力だけでできるものではなく、多くの関係機関等と連携や協力が必要であるということが分かりました。一般的には、介護に関わる事業者は非常に苦労があると聞いています。今後の担い手という点において心配するところがあるかと思いますが、それでは区の事業は成り立ちません。そのため、区として、関係する介護事業者がどのような状況であるかを把握していて、どのように確認しているのかというのを改めて教えていただければと思います。

本日は、丁寧な対応ありがとうございました。

(説明者退室)

**【部会長】**

では、本日の振り返り、整理をしたいと思います。所管課とのヒアリングを受けて、ご意見、ご感想等があればお願いします。

**【委員】**

計画事業7「介護保険サービスの基盤整備」についてですが、区として実際にどれだけの施設の整備が必要で、そのうちの何%が完了しているということが分からないと、事業としても計画どおり進んでいるのかあまり良く分からないような気がします。そのような事業の全体像

は分からないのでしょうか。

**【事務局】**

介護保険事業計画や高齢者福祉推進計画などの中に、将来の整備計画はあると思います。所管課としても全体像をある程度把握していないと計画を立てるのも難しいと思いますので、その点については次回のヒアリングで確認していただければと思います。

**【部会長】**

今のご意見は、非常に大事なことだと思います。今回の評価する施策が、「住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」ですので、この言葉をどのように理解していくかということが重要です。その際に、具体的な数字が見えてくれば、事業の取組や評価に対する見方も変わってくるかもしれません。

ありがとうございます。

では、本日はここで終了します。

お疲れさまでした。

<閉会>